

令和4年5月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年5月10日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用配分計画について【中間管理】

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の承認について

第6 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積の
設定に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛
次長 芹口 孝直
参事 後藤 健一

事務局 改めまして、こんにちは。
一番今が忙しい時期ではないかと思えます。牧草上げだったり、田植えだったり、そういう最中に第2回の高森町農業委員会の総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。
ただ今から第2回5月の高森町農業委員会総会を始めさせていただきます。
まず、成立宣言を申し上げます。
14名中、お1人がやや遅れるということで連絡を受けておりますので、参加とし14名の方に出席をいただいておりますので、規則にあります定足数に達しておりますので、ただ今から総会を開催させていただきます。
それでは、会長の御挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
今忙しい農繁期の中、多数の御出席を賜りまして、ありがとうございます。
今日は、議題的には数件しかないもので、それほど時間がかからないかと思えますので、皆さん、よろしくお願いします。

事務局 はい。ありがとうございました。
それでは、早速、お手元の議案に沿って議事を進行していきたいと思えます。
議長を規則の規定によりまして、会長をお願いしたいと思えます。

議長 「議第6号」
事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和4年5月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名に関する件ですけど、いかがいたしましょうか。
(複数委員) 議長一任。
議長 はい。分かりました。
それでは、一任ということで、今回は5番委員と6番委員をお願いいたします。

事務局 「報告第3号」
農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和4年5月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は相続のことですので、事務局から説明させていただきます。

事務局 それでは、私から、こちらの案件について説明させていただきます。

4 ページの番号 1 です。土地の所在は、下記に書いてあるとおり、相続人、届出日、あっせん希望等は、ご覧のとおりになっております。

補足資料は、3 ページをご覧ください。こちらのカラーの地図に書いてある赤い線で示されてあるところです。こちらが当該地となります。

議長 この件について、何か質問はありませんか。
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということで、これを決議いたしたいと思います。

「報告第 4 号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画について。【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和 4 年 5 月 10 日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件は中間管理機構の案件ですので、この件についても事務局から説明いたしたいと思います。

事務局 議案の 6 ページに議案が載っております。

資料は 5 ページ目にあります。

1 番、権利の設定を受ける者、それから土地の所在地、地目、面積は記載のとおりです。

権利の種類は使用貸借権の設定でございます。

契約期間 5 年間、所有者は記載のとおりです。

仲介人は農業公社となっております。

全部で 5 筆でございます。5 ページに、その 5 筆の記載があります。

全部の面積が 1 万 5,657 m²です。

番号 2、権利の設定を受ける者、土地の所在地、地目、面積、使用貸借権設定 5 年、同じように記載しております。

それから、備考に土地の所有者名、仲介人は農業公社です。

これは 1 筆でございます。

資料の 5 ページには、この 1 筆も含めた、全部で 6 筆の記載があります。

いずれも近くに集約されている農地でございます。以前、ここは 10 年間公社への貸し出されていたところでございますが、前期の 5 年間経ったところで賃借人が農地を返還されるということになりました。

その後、次の耕作者が見つからずに困っていたところでしたが、本日御出席いただいております4番委員さんをはじめ、前農業委員さん、その他いろいろな方の御協力によりまして、南阿蘇村にお住まいのこの方に貸し付けをすることとなりましたので、改めて配分計画の報告ということで出しております。

よろしく願いいたします。

議 長
事 務 局

はい。この件について、何か質問はありませんか。

補足をいいですか。

初めて、この中間管理事業とか聞かれて、分からないという方もいらっしゃるかも知れませんので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

先ほど事務局から、公社を通じてこちらの使用貸借権設定をもう一度行ったものというところですが、これは熊本県農業公社という県の組織が間に入りまして、一旦、熊本県農業公社に貸し付けて、そして農業公社から農業者へ貸し付けるというような制度になっております。

メリットは、賃貸借とかけた場合に、公社が立て替えて借地料をお支払いしますので、確実に貸付金が受け取れるということです。

公社さんが全部やってくれますので、そういう安心感があるような貸借ができるというような内容になっています。

本来、もっと説明することがたくさんありますが、今日は簡単に説明させていただきます。

議 長
(複数委員)

はい。今説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

ありません。

議 長

はい。ないということで、この議案も決議したいと思います。

事 務 局

次、「議第7号」

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年5月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長

はい。この件は、私の担当ですので、私から説明したいと思います。

議第7号、農地法第5条審議資料。

1、補足資料としては、7ページと8ページです。

貸付人との間で賃貸借契約をし、大型店舗を建設した後、現在の店舗から移転するということになっておりますが、これは現在建っている建物を壊して、その南側の貸出人の土地に店舗を造るということです。

今ある敷地のところは駐車場にするということで説明を受けております。よろしく願いいたします。

事務局 補足で説明させていただきます。
 こちらは、農地の種類としましては第1種農地です。
 申請地は役場から西南西750mの位置にありまして、第1種農地ではありますが、許可の基準にある特別な立地条件を必要とするものの、既存施設の拡張に該当するものとなります。

議長 それと、この農地は農振除外されておりますので、そこも大丈夫です。
 いかがでしょうか。何か質問はありませんか。

4番委員 今、ある店舗はどうなりますか。新店舗が出来るまである程度営業して、取り壊されるのですか。

議長 はい、そうです。下のこの貸出人の土地に店舗を造って、今ある敷地のところは全部駐車場にするということです。
 ほかに何かありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、ないようですので、この案件は可決したいと思えます。

事務局 次、「議第8号」
 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。
 別紙のとおり本委員会の決定に附する。
 令和4年5月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これはまた3条の、またさっきの中管理機構を通すのとは違って、個人間直接の農用地利用集積計画という、またそういう制度がありまして、こちらも事務局から説明をいたしたいと思えます。

事務局 事務局から説明をいたします。
 第1回の農業委員会で御説明をしまして、農地の賃貸借、使用貸借権を設定するには、農地法の第3条の規定に基づくものと、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて設定する方法と2通りあるということを御説明したと思えます。
 農業経営基盤強化促進法第18条第1項ということは、これは農地法とは違いまして、行政サイドのほうの法律でございます。
 よって、町長宛ての申請を町が受付をしまして、それを農業委員会に、これで大丈夫でしょうか、いいでしょうかということで承認を求めます。
 その承認を受けましたら、農林政策課、町部局のほうで公告を行

うことによりその効力が発生するということでございます。

今回、町部局のほうに、この2件の案件の申し出がありましたので、今日はそれを農業委員会で御審議をいただくということでございます。

農業委員会の承認を得ましたら、承認しましたよと町部局に回答するという、そういう流れになっております。

内容を説明いたします。

番号1番、使用貸借権の設定でございます。

設定を受ける者、設定をする者は、記載のとおりです。

また、土地の所在地、面積、契約期間等につきましても、記載のとおりでございます。

番号2も設定を受ける者は同じ方でございます。

利用権を設定する者、土地の所在地、地目、面積、契約期間等は、記載のとおりでございます。

場所は、資料の10ページ、11ページです。

いずれの農地も隣り合わせになっている農地でございます。

どちらも同じ面積でございます。

契約期間が〇〇カ月となっておりますが、これは年度で区切るため、次年度からまた借りられるということです。そのため、初回は〇〇カ月間の期間となっております。

以上でございます。

議 長 はい。今の説明について、何か質問はありませんか。

事務局 ちょっと補足です。

先ほどの説明で、町がこの農用地利用集積計画を作成して、農業委員会に承認をいただくということになっておりますので、今回、この決定に附するということになっております。

よろしくをお願いします。

議 長 質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないようですので、この件については承認いたしたいと思っております。

「議第9号」

事務局 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積の設定に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年5月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

こちらは、事務局から説明させていただきます。

毎年1回、先ほど言葉で出てきましたが、下限面積の設定というのをしなければなりません。

それは農業委員会の中で定めることになっておりまして、12ページに書いてあるとおり、平成21年の12月施行の改正農地法によって、農業委員会が省令で定める基準に従って、町の区域内の全部、もしくは一部にその範囲で別段の面積を定めるところです。

そして、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定をできることとなっております。

簡単に言うと、農業委員会が独自で下限面積を定めることができますので、高森町とか南阿蘇村を含め、全部、農業委員会ごとに定めますので、全国一律ではございません。

高森町については、下にありますが、記1、農地法施行規則第20条第1項の適用についてというところで、先ほどの下限面積の設定、または修正の必要について審議することとなっております。

このため本年度の下限面積、別段面積の設定については、下記のとおり、(1)の農地法施行規則第20条第1項の適用について、施設園芸による新規就農の下限面積は20a以上、そして普通畑及び水稻栽培等の土地利用型農業による新規就農予定者に対しては、30a以上を要件とすることで昨年から定めております。

今回、今年について御審議をいただくこととなりますので、よろしく願います。

そもそも、昨年も同じで、昨年からの施設園芸の新規就農については、20aというのが追加されております。

それ以前は、水稻・畑については、30a以上ということで、平成28年ぐらいだったと思いますが、それから変わっております。

その前は50a以上だったんですが、平成28年以降ぐらいに変わっております。

議長 今、事務局から説明がありましたが、施設園芸が20a、普通作及び水稻栽培が30aということになっておりますけど、どうでしょうか。これでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 では、今年もこれでいきたいと思えます。

これを可決します。

これで全部審議が終わりましたので、皆さん、ありがとうございます。